

美浜町ブロック塀等除去補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ブロック塀等の倒壊から町民の生命、身体を守ること並びに災害時の避難路の確保を目的にブロック塀等の除去を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、美浜町補助金等交付規則(平成 30 年美浜町規則第 6 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック、レンガ、天然石等を用いた組積造の塀その他これに類する塀(門柱を含む。)又は土塀で、道路面からの高さが 0.5 メートル以上のものをいう。
- (2) 道路 町道、県道及び国道並びに不特定多数の者が通行する道をいう。

(補助の対象工事)

第 3 条 補助の対象となる工事は、町内にあるブロック塀等の所有者又は管理者が、ブロック塀等が倒壊した際に道路を通行するものに危険性を与えるおそれのある当該ブロック塀等を 0.5 メートル未満の高さまで除去する工事とする。

(補助の対象者)

第 4 条 補助金の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) ブロック塀等の所有者又は管理者
- (2) 町税を滞納していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でない者

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、ブロック塀等の除去に要した経費又は除去したブロック塀等の延長に 1 メートル当たり 1 万円を乗じて得た額のいずれ

か少ない額の 2 分の 1 の額とする。ただし、その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、美浜町ブロック塀等除去補助金交付申請書(様式第 1)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等の位置図
- (2) ブロック塀等の写真(複数の方向から撮影されたもの)
- (3) 除去工事費の見積書の写し
- (4) 同意書(申請者がブロック塀等の所有者でない場合に限る。)
- (5) その他町長が必要と認めた書類

(交付の決定)

第 7 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に美浜町ブロック塀等除去補助金交付決定通知書(様式第 2)により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要があると認めるときは当該補助金の交付について条件を付することができる。

(計画の変更)

第 8 条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ美浜町ブロック塀等除去補助金変更承認申請書(様式第 3)に必要な書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、補助金額の変更を伴わないときはこの限りではない。

- (1) 除去工事費の変更
- (2) 申請者の変更
- (3) 町長が変更申請が必要と認めた変更

- 2 町長は、前項の規定による申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、美浜町ブロック塀等除去補助金変更承認通知書(様式第4)により、申請者に通知するものとする。

(計画の中止)

第9条 申請者は、ブロック塀等の除去を中止しようとするときは、美浜町ブロック塀等除去補助金中止届(様式第5)により、町長に届け出なければならない。

(実績報告)

第10条 申請者は、ブロック塀等の除去が完了したときは、除去完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い期日までに、美浜町ブロック塀等除去補助金完了実績報告書(様式第6)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 除去工事費の領収書の写し
- (2) 工事完了後の写真
- (3) 町長が必要と認める書類

- 2 工事事業者へ直接、補助金の交付を希望する者は、前項の規定による実績報告書においてその旨を希望することを記載し、補助金額を除いた除去工事費の領収書の写しを添付することとする。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による完了実績報告書が提出されたときは、速やかに内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、美浜町ブロック塀等除去補助金確定通知(様式第7)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 申請者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、美浜町ブロック塀等除去補助金請求書(様式第8)を町長に提出しなければならない。ただし、補助対象者が認める場合に限り工事事業者へ直接補助金を交付することができる。

2 町長は、前項の請求書に基づき、補助対象者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 13 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱又は交付決定若しくは変更承認の際に付した条件に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事実を記載又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。

(書類の保管)

第 14 条 申請者は、当該関係書類を整理し、補助金を交付した年度終了後 5 年間保管しなければならない。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。